

滋賀県立小児保健医療センター療育部  
あり方検討報告書

平成 25 年 3 月

小児保健医療センター療育部あり方検討委員会

## 目 次

	ページ
1 報告の趣旨	1
2 障害児療育の現状	1
(1) 障害児の現状	
(2) 療育支援の現状	
3 小児保健医療センター療育部の現状	2
(1) 小児保健医療センター療育部の位置づけと特徴	
(2) 通園事業	
(3) 外来診療	
(4) 地域療育教室等への支援	
(5) その他の事業	
4 小児保健医療センター療育部にかかる課題	4
(1) 障害児療育の課題	
(2) 療育部の課題	
5 小児保健医療センター療育部の今後のあり方	5
(1) 今後の障害児療育	
(2) 療育部の役割と事業	

### ○資料

1. 小児保健医療センター療育部の概要
2. 滋賀県の人口の推移
3. 身障手帳の交付数
4. 療育手帳の交付数
5. 就学前の障害児療育の対象者および障害種別の状況
6. 滋賀県内の障害児通所支援の指定状況（平成24年9月現在）
7. 小児保健医療センター療育部 通園実績
  - ・検討委員会設置要綱
  - ・委員名簿

## 1 検討の趣旨

県立小児保健医療センター療育部（以下「療育部」という。）は、昭和32年に肢体不自由児施設「滋賀整肢園」として開設され、昭和49年に現在の守山市に移転した。県立の児童発達支援センターとして、県下の療育事業の中核施設として多職種職員による高度な総合療育の提供と地域療育教室等への支援を政策的に提供している。

近年、市町の児童発達支援センター・事業（以下「地域療育教室」という。）の充実が図られてきたこと、平成24年4月から「身近な地域で質の高い療育の提供」するとして児童福祉法の改正が施行され、障害児通所支援のサービスの責任主体が市町に一元化されたこと、施設設備の課題等、近年の療育部の現状等を踏まえ、県立福祉施設としての療育部の今後のあり方の検討が必要となってきた。

このため、有識者、医療、福祉、行政関係者等9名の委員による「小児保健医療センター療育部あり方検討委員会」において、療育部の現状と課題、今後の機能等のあり方について検討を行った。

また、別途、病院である小児保健医療センター本体についても将来構想の検討が行われており、この報告は小児保健医療センター将来構想に反映させるものである。

## 2 障害児療育の現状

### （1）障害児の現状

#### ○滋賀県の年少人口の推移

県の0～4歳人口は、昭和50年の9万人をピークに減少し、平成2年から現在まで概ね約7万人で推移している。将来的には0～4歳人口や就学前児童数も減少が予想されている。また、世帯平均人員も減少しており、昭和45年に3.71人であったが、平成22年には2.69人となっている。

#### ○障害手帳交付数の状況

療育部の対象となる主な児童は、6歳未満の身体障害者手帳1級かつ療育手帳A判定等の重症心身障害児であるが、18歳未満の身体障害者手帳1級の交付数は約600人となっており、ここ数年は横ばい傾向である。

療育手帳の18歳未満の者への交付数は約3000人であり、平成19年からのべ5000人増加している。18歳未満の人口数は横ばいであるなか、B2区分を中心に療育手帳交付者数の増加が顕著となっている。

### （2）療育支援の現状

#### ○就学前の障害児療育の対象者および障害種別

県内において、地域療育教室および療育部に通所する児童数は、平成17年の833人から平成23年には1,075人となり、242名増加している。

障害種別は、広汎性発達障害が最も多く全体の62%、精神発達遅滞は23%、重症心身障害が5%、肢体不自由が4%となっている。医療的ケアを伴わない児童の多くは

地域療育教室に通所しているが、重症心身障害児や肢体不自由児は療育部や大津市のやまびこ園での受入れが顕著となっている。

#### ○児童福祉法の改正（平成24年4月1日施行）

児童福祉法の一部改正（平成24年4月1日および平成25年4月1日施行分）について療育に係る主な改正は以下のとおりである。

- ・障害児の定義－身体・知的 → 身体・知的・精神(発達障害含む)・難病
- ・障害児通所支援の実施主体が市町村へ移行（入所は引き続き県）
- ・放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の創設

#### ○障害児通所支援の状況

平成24年9月現在、本県における障害児通所支援の指定状況は、医療型児童発達支援センターが1箇所（療育部）、福祉型児童発達支援センター・事業所が25事業所、放課後等デイサービス事業所が5事業所、保育所等訪問支援の実施が3事業所となっている。（ただし多機能型事業所は、それぞれのサービスごとにカウント）

このうち、地域療育教室として就学前障害児を主に受け入れる児童発達支援センター・事業所は19箇所となっており、全市町での利用が可能となっている。

改正児童福祉法施行を機に福祉型児童発達支援センターは2か所（療育部、大津市）から3か所（草津市）に増加している。

地域療育教室を利用しながら保育所・幼稚園に通園する児童（平行通園児）が増加しており、保育所・幼稚園における障害児の受入が進んでいる。

市町によっては、地域療育教室等の専門職が保育所・幼稚園を巡回する「保育所等訪問支援」を実施し、保育所・幼稚園での受入れを促進している。

また、地域療育教室において、療育部の巡回療育相談事業を活用し理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、栄養士による専門指導を実施している。

#### ○県の療育関連施策

県は、市町の児童発達支援センター・事業所に対して、作業療法士、理学療法士等の派遣等に対する補助を実施している。（障害児（者）療育等強化事業補助金：平成24年度予算額1,713千円）

### 3 小児保健医療センター療育部の現状

#### （1）小児保健医療センター療育部の位置づけと特徴

小児保健医療センターは、主に難治・慢性疾患の子どもを対象とした医療・保健・福祉サービスの県の中核機関として、安心・信頼・満足の得られる医療・ケアの包括的なサービスを提供しており病院事業庁が所管している。

医療を提供する病院部門は、100床の病床と小児科等9つの診療科を設けており、保健を提供する保健指導部は、研修、調査研究、専門職派遣等により市町や保健所における母子保健活動を支援している。

福祉を提供する療育部は、県内の療育事業の中核施設として、専門的な医療的ケアが

必要な重症心身障害等の就学前の児童を中心に、医療、リハビリテーション、保育、心理、食事等を一体的に提供する総合療育の実施による在宅生活の定着支援や地域療育教室等への支援を実施している。地方公営企業法の病院事業ではないことから附帯事業に位置づけられている。

## (2) 通園事業

病院併設の通園施設であることから福祉・保健・医療が連携し、一体的に運営する施設であり、児童福祉法による指定を受けた医療型児童発達支援センター・福祉型児童発達支援センターの県内唯一の併設施設である。

医師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理判定員、栄養士、保育士などの配置により総合療育を提供している。

通所児童全体数は平成24年9月末の契約児童数は54人（児童発達支援が14人、医療型児童発達支援が40人）で、1日平均16.4人が保護者とともに通園している。利用児童数は平成18年度から横ばいであるが、医療型の利用が増加し、福祉型の利用が減少してきている。

年齢別では、2歳以下が16人、3～4歳児が24人、5～6歳児が14人である。児童の成長や保護者の希望等により就学までに地域の療育教室や保育所、幼稚園などに移行するため、5～6歳児は少なくなっている。

障害の状況は、のべ数で身障手帳1級が49人、療育手帳Aが33人である。重症心身障害の児童は46人で、利用児童数の約9割を占めている。また、経管栄養、気管切開、吸引などの医療的ケアの必要な児童は23人である。

通園児の住所は、湖南圏域が28人(52%)、東近江圏域が13人(24%)であり、湖北圏域からの通園はない。(平成24年9月現在)

また、通所児の約7割が小児保健医療センター診療部門からの紹介となっている。

## (3) 外来診療

外来患者への診察、リハビリテーション、相談を実施している。こころの診療科では、発達障害、心身症等の診断・治療を行い、受診後は必要な児童に対して、作業療法士が感覚統合療法を実施している。また、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士によるリハビリテーションを実施している。

平成23年度は、延べ外来児童数は3,077人、1日平均13人が利用している。療育部に通園前の児童や通園終了後もリハビリテーションを要する児童の利用が多く、湖北から通院している利用者もある。

## (4) 地域療育教室等への支援

### ○地域療育教室への巡回療育相談事業

療育部の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、栄養士を地域療育教室に派遣し指導を行っている。

平成23年度は、17カ所の療育教室から279回の派遣要望に対して、155回派

遣し延べ1,039人の児童を支援した。県内の地域療育教室に3回から13回の派遣を実施している。

#### ○研修事業

療育部や療育教室、保育園、幼稚園、特別支援学校など療育関係職員の質の向上を目的に外部講師や療育部の言語聴覚士・管理栄養士による研修会を開催している。

平成23年度は、以下のとおりであった。

・療育研修会（外部講師）	3回	参加者	159人
・摂食嚥下障害研修会（言語聴覚士、栄養士）	2回	参加者	66人
・視覚障害児早期療育研修会（外部講師）	2回	参加者	42人

#### （5）その他の事業（在宅障害児・保護者への集団療育）

ダウン症児集団外来療育（ワイワイ教室）として、未歩行のダウン症児を持つ家族の子育て支援を目的に集団療育と保護者研修を月1回、実施している。平成23年度は、10回開催し延べ参加児童数は214人であった。

また、障害乳幼児相談支援事業（ぱんだクラブ）として、診療部でリハビリテーションを受け、療育を要する障害乳幼児とその家族に対し、保育活動の実施による支援を行っている。平成23年度は、40回実施し延べ利用児童数は89人であった。

## 4 小児保健医療センター療育部にかかる課題

### （1）障害児療育の課題

- 重症心身障害児等医療的ケアが必要な児童については、医療や専門的な療育を必要とすることから地域療育教室等で受け入れることは困難である。（特に療育部からの遠隔地）
- 地域療育教室等では知的障害児、発達障害児の受入が進んでいるものの、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の専門職による指導の機会は限られている。

### （2）療育部の課題

- 手厚い医療的ケアを伴う療育支援が必要な重症心身障害児、複数の疾患を持つ障害児・保護者への適切な対応が必要になっている。
- 巡回療育相談事業は、在宅障害児の福祉の向上を図る目的で実施してきたが、地域療育教室スタッフの専門性向上等地域における療育活動全体の向上に必ずしもつながっていない。
- 成人病センター新々棟建設による影響や施設の老朽化により、療育環境が悪化しないよう対策が必要になっている。

## 5 小児保健医療センター療育部の今後のあり方

### (1) 今後の障害児療育

#### ■ 基本的考え方

- ・ 障害のある児童が、居住する市町において可能な限り専門的な療育支援を受けられるようにする。
- ・ 療育部は、専門性の高い医療的ケアが必要な重症心身障害児を主な対象に総合療育を提供していく必要がある。

#### ■ 具体的な取組方法

##### ○ 医療から地域療育までの切れ目のない支援

地域において、重症心身障害児等医療的ケアを必要とする障害児がより専門的な療育支援を受けられるようにするため、医療、医療リハビリテーションから生活（社会）リハビリテーションまでの切れ目のない支援が重要である。

利用者が地域での支援を望む場合に、療育部から地域の医療機関や地域療育教室等への情報が円滑に進んでゆくよう、地域連携クリティカルパスやサポートファイルの取組みを取り入れる等効果的な方法を検討し、実施していく必要がある。

##### ○ 地域療育教室（児童発達支援事業）における療育の向上

地域療育教室については、市町の主体的な取組みの中で、児童発達支援センターへの移行など療育の専門性の向上と幅広い障害児の受入促進を図っていくことが必要である。

センター化による職員配置の充実とともに、地域療育教室等において受入れの進んでいる知的障害児、発達障害児への支援を充実する必要がある。

##### ○ 県による広域的専門的支援

県は広域的専門的支援主体（三次機能）として、専門性の高い療育を提供するとともに、市町の主体的な取組みへの支援として人材育成・情報提供・施設整備補助・連絡調整等を行う必要がある。

- ・ 地域療育教室で療育に従事する職員や地域の医療機関の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の専門研修および医療・保健・福祉等地域関係者の連絡調整等を行う必要がある。
- ・ 児童発達支援センターの施設整備、地域療育教室における理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の確保に要する経費に対する支援を引き続き実施する必要がある。

また、地域の公立病院小児科や障害児者の施設・事業所の連携を図るなど医療的ケアを含めた地域療育を推進するための仕組み作りや地域における発達障害児への支援のあり方等、さらには子育て支援の観点も含め県内の障害児療育の施策について、滋賀県障害者施策推進協議会等において検討を行ってゆく必要がある。

## (2) 療育部の役割と事業

### ○ 通園事業

専門性の高い医療的ケアが必要な重症心身障害児を主な対象に総合療育を提供していく必要がある。

重い障害を持った乳幼児への療育支援は高度な専門性が必要であるとともに、保護者の障害受容への支援も求められ、退院後ただちに在宅生活に移ることは困難であるため、福祉的な関わりが重要である。

また、医療的ケアの必要な重症心身障害児が安心して利用できるよう病院の一部門としての特性を活かし医療との連携を一層密接に行っていく必要がある。

### ○ 外来診療

外来による診察、リハビリテーションを実施していく必要がある。

療育部を卒園後も継続してリハビリテーションが必要な児童を中心に、理学・作業・言語聴覚療法を提供してゆく必要がある。また、発達障害児については外来診断や感覚統合療法の必要な児童に対して支援を実施していく必要がある。

### ○ 地域療育教室等への支援（巡回療育相談・人材育成）

巡回療育相談については、地域療育教室スタッフの専門性の向上に資するよう、目的・目標を明確化し計画的に実施する必要がある。

巡回療育相談、研修、実習受入、マニュアル作成などを組み合わせた体系的、計画的な研修プログラムに基づき地域療育教室職員への支援、療育内容・療育技術の地域移行を進めるべきである。

### ○ 施設・設備

広域的専門的支援を行う療育部は、医療的ケアを必要とする児童に対して、引き続き医療と療育を一元的に提供していくことが必要である。

このため、小児保健医療センターが改築される場合には、療育部を含めた合築施設とし医療福祉一体の拠点施設としていくことが必要である。

なお、改築までの間においても療育環境の悪化が生じないよう小児保健医療センターの建物の一部を活用して療育事業を実施する等対応を検討していく必要がある。

今後、望ましい施設整備について、病院事業庁、教育委員会事務局および知事部局等の関連機関において検討を進めることが必要である。